

入札参加資格地位承継に係る承認手続き等に関する実施要領

茨城県建設工事入札参加資格審査要項（以下「建設工事要項」という。）第11条第2項及び茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（以下「コンサルタント要項」という。）第11条第2項の規定による、合併により新たに設立された会社等の入札参加資格の地位の承継に係る承認の手続き等については、以下のとおり定める。

（対象者）

第1条 合併により新たに設立された会社等とは、次に掲げる者をいう。

（1）建設工事の場合

建設工事要項第11条第1項各号に掲げる者

（2）建設コンサルタント業務等の場合

コンサルタント要項第11条第1項各号に掲げる者

（地位の承継の申請）

第2条 前条に掲げる者は、地位の承継に係る事由が生じてから、速やかに、次の各項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下「地位承継願等」という。）を、知事に申請する。

1 建設業法（昭和24年法律第100号）（以下「法」という。）第3条第1項の規定により許可を受けた者

（1）建設工事要項第11条第1項第1号に掲げる者（以下「合併存続会社又は合併新設会社」という。）

ア 入札参加資格地位承継願（様式第1号）

イ 合併契約書の写し

ウ 株主総会議事録（合併契約書承認に係る記載があるもの）の写し

エ 商業登記簿謄本の写し

オ 定款の写し

カ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し

キ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（合併時以降有効なもの）の写し

（2）建設工事要項第11条第1項第2号に掲げる者（以下「個人事業承継者」という。）

ア 入札参加資格地位承継願（様式第1号）

イ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し

ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（事業承継時以降有効なもの）の写し

（3）建設工事要項第11条第1項第3号に掲げる者（以下「法人成り会社」という。）

ア 入札参加資格地位承継願（様式第1号）

イ 商業登記簿謄本の写し

ウ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し

エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（法人成り時以降有効なもの）の

写し

- (4) 建設工事要項第11条第1項第4号に掲げる者（以下「子会社」という。）
 - ア 入札参加資格地位承継願（様式第1号）
 - イ 譲渡契約書の写し
 - ウ 株主総会議事録（譲渡契約書承認に係る記載があるもの）の写し
 - エ 商業登記簿謄本の写し
 - オ 定款の写し
 - カ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し
 - キ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（譲渡時以降有効なもの）の写し
- (5) 建設工事要項第11条第1項第5号に掲げる者（以下「承継譲受会社又は譲受会社」という。）
 - ア 入札参加資格地位承継願（様式第1号）
 - イ 譲渡契約書の写し
 - ウ 株主総会議事録（譲渡契約書承認の件が記載されているもの）の写し
 - エ 商業登記簿謄本の写し
 - オ 定款の写し
 - カ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し
 - キ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（譲渡時以降有効なもの）の写し
- (6) コンサルタント要項第11条第1項第1号に掲げる者（以下「合併存続会社又は合併新設会社」という。）
 - ア 入札参加資格地位承継願（様式第1号）
 - イ 合併契約書の写し
 - ウ 株主総会議事録（合併契約書承認に係る記載があるもの）の写し
 - エ 商業登記簿謄本の写し
 - オ 定款の写し
 - カ 登録通知書の写し又は登録証明書の写し（ただし、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務に係る未登録者は不要）
- (7) コンサルタント要項第11条第1項第2号に掲げる者（以下「個人事業承継者」という。）
 - ア 入札参加資格地位承継願（様式第1号）
 - イ 登録通知書の写し又は登録証明書の写し（ただし、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務に係る未登録者は不要）
- (8) コンサルタント要項第11条第1項第3号に掲げる者（以下「法人成り会社」という。）
 - ア 入札参加資格地位承継願（様式第1号）
 - イ 商業登記簿謄本の写し
 - ウ 登録通知書の写し又は登録証明書の写し（ただし、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務に係る未登録者は不要）
- (9) コンサルタント要項第11条第1項第4号に掲げる者（以下「子会社」という。）
 - ア 入札参加資格地位承継願（様式第1号）
 - イ 譲渡契約書の写し

- ウ 株主総会議事録（譲渡契約書承認に係る記載があるもの）の写し
 - エ 商業登記簿謄本の写し
 - オ 定款の写し
 - カ 登録通知書の写し又は登録証明書の写し（ただし、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務に係る未登録者は不要）
- (10) コンサルタント要項第 11 条第 1 項第 5 号に掲げる者（以下「承継譲受会社又は譲受会社」という。）
- ア 入札参加資格地位承継願（様式第 1 号）
 - イ 譲渡契約書の写し
 - ウ 株主総会議事録（譲渡契約書承認に係る記載があるもの）の写し
 - エ 商業登記簿謄本の写し
 - オ 定款の写し
 - カ 登録通知書の写し又は登録証明書の写し（ただし、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務に係る未登録者は不要）
- 2 法第 2 章第 4 節に定める承継を受けた者
- (1) 前項第 1 号に掲げる合併存続会社又は合併新設会社、同第 4 号に掲げる子会社及び同第 5 号に掲げる承継譲受会社又は譲受会社
- ア 入札参加資格地位承継願（様式第 1 号）
 - イ 建設業認可通知書の写し
 - ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（合併（譲受）時以降有効なもの）の写し
- (2) 前項第 2 号に掲げる個人事業承継者及び同第 3 号に掲げる法人成り会社
- ア 入札参加資格地位承継願（様式第 1 号）
 - イ 建設業認可通知書の写し
 - ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（事業承継（法人成り）時以降有効なもの）
- 3 知事は、前項に掲げる地位承継願等のほか、必要があると認めるときは、申請者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

（地位の承継の承認）

第 3 条 知事は、前条の地位承継願等を受理したときは、速やかにその内容を審査し地位の承継を承認する。

2 知事は、前項の規定により地位の承継を承認したときは、当該地位の承継を受けた者について、入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に変更事項を記載するとともに、当該地位の承継を受けた者に対し、速やかに、入札参加資格地位承継承認通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

また、知事は、名簿配布各発注機関に対し、速やかに、入札参加資格の地位の承継を受けた業者について（様式第 3 号）により通知するものとする。

（再資格審査）

第 4 条 知事は、合併により新たに設立された会社等のうち、建設工事要項に係る合併存続会社又は合併新設会社、子会社、及び承継譲受会社又は譲受会社から、発注金額の標

準となる等級、経営事項評価点数、技術等評価点数、年間平均完成工事高等（以下「格付け等」という。）について、地位の承継に係る事由が生じた日（合併日等）を審査基準日とする申請がなされたときは、随時、建設工事要項の定めにより、再度資格審査を行うことができるものとする。

2 ただし、前項の申請がなされないときは、なお従前の名簿記載の格付け等のままとする。

（施工実績等の取り扱いについて）

第5条 合併により新たに設立された会社等が一般競争入札等に競争参加するときの施工実績の取り扱いについては、次の各号に定めるところによる。

（1）合併存続会社又は合併新設会社に係る競争参加資格の確認等においては、合併前の合併当事会社を一つの会社とみなした場合の施工実績等をもって、合併存続会社又は合併新設会社の施工実績等とみなす。

（2）個人事業承継者及び法人成り会社に係る競争参加資格の確認等においては、事由発生前の建設業者の施工実績等をもって、個人事業承継者及び法人成り会社の施工実績等とみなす。

（3）子会社、承継譲受会社又は譲受会社に係る競争参加資格の確認等においては、親会社、又は営業の全部又は一部を譲渡したことにより当該営業の全部又は一部を廃止した者（以下「承継譲渡会社又は譲渡会社」という。）からの譲り受けに係る営業部門に属する工事の施工実績等はないものとする。

ただし、営業（建設業）の全部を譲り受けた場合等、資格審査等の取り扱いにおいて合併と同等とみなし得る場合にあっては、親会社と子会社、又は、承継譲渡会社又は譲渡会社と承継譲受会社又は譲受会社を一つの会社とみなした場合の施工実績等をもって、子会社、承継譲受会社又は譲受会社の施工実績等とみなす。

（指名停止）

第6条 被承継者が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領第2条第1項の規定に基づく指名停止を受けている場合において、被承継者の指名停止中に第2条に基づく申請があったときは、合併により新たに設立された会社等は、当該指名停止の期間を承継するものとする。

付 則

1 この要領は、平成12年 9月 1日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成14年10月31日から施行する。

付 則

1 この要領は、令和 2年 8月31日から施行する。

付 則

1 この要領は、令和 3年 1月 1日から施行する。

本件責任者：氏名	連絡先
担 当 者：氏名	連絡先

・ 年度一般競争（指名競争）入札参加資格地位承継願 （建設工事 建設コンサルタント）

年 月 日

茨城県知事

殿

住 所 〒
商号又は名称
代表者氏名

下記の事由により、入札参加資格に係る地位の承継を承認願います。

記

1 内容

地位承継理由	被承継者	承継者	原因発生年月日
	(住所〒) (商号又は名称) (代表者氏名) (電話番号) (資本金) (入札参加資格業種) (許可区分業種) (委任先の名称、住所、電話番号)	(住所〒) (商号又は名称) (代表者) (電話番号) (資本金) (承継後の入札参加資格業種) (許可区分業種) (委任先の名称、住所、電話番号)	

2 再資格審査

入札参加資格地位承継に係る承継手続き等に関する実施要領第 4 条第 1 項の規定に基づき再資格審査を申請

しません。

3 地位の承継に係る添付書類名

- ・ 合併又は譲渡契約書の写し
- ・ 株主総会議事録の写し
- ・ 商業登記簿謄本の写し
- ・ 定款の写し
- ・ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し ← 建設工事の場合
- ・ 建設業認可通知書の写し ← 建設工事（認可）の場合
- ・ 登録通知書の写し又は登録証明書の写し ← 建設コンサルタント業務等の場合
- ・ 経営事項審査結果通知書の写し ← 建設工事の場合
- ・ その他（必要に応じて；書類名（ ））

- ・ 年度建設工事（建設コンサルタント業務等）入札参加資格地位承継承認通知書

住 所
商号又は名称
代 表 者 殿

茨城県知事 印

先に 年 月 日付けで申請のあった入札参加資格地位承継願等について審査した結果、下記により、その入札参加資格に係る地位の承継を承認したので通知します。

記

1 地位承継の理由

2 地位承継する業種

業 種 区 分	業 種 区 分

3 注意事項（建設工事の場合）

今後、公共工事の入札に参加する場合は、有効な経営事項審査を受けていることが必要となりますのでご注意願います。

別紙

ページ	欄	変更事項	記載事項
		許可番号 商号又は名称 代表者 本店住所 電話番号 業種、格付、経営事項評価点数、 技術等評価点数、総合点数及び 年間平均完成工事高 資本金 許可区分、業種 摘 要	(業種) (格付) (経営事項評価点数) (技術等評価点数) (総合点数) (年間平均完成工事高) 点、 点、 点、 千円

建設工事等入札参加資格者名簿配布

関係各課長殿

関係各出先機関の長殿

関係県関連機関の長殿

土 木 部 長

- ・ 年度建設工事（建設コンサルタント業務等）入札参加資格の地位の承継を受けた業者について（通知）

建設工事（建設コンサルタント業務等）入札参加資格者名簿に登載された下記の業者1に係る入札参加資格について、 年 月 日付けで業者2-1への地位の承継を承認し、業者2-2として登載したので通知します。

なお、指名業者の選定等について、取扱いに注意するよう願います。

記

業者	名簿種類	ページ	欄	業 代 表 者 名 名	承 継 理 由 の 発 生 年 月 日 承 継 の 理 由	備 考
1						
2 - 1						
2 - 2						<別紙参照>

* 注意事項（建設工事の場合）

入札時において、有効な経営事項審査を受けていることを確認するに当たっては、これが取扱いについてご注意願います。

別紙

ページ	欄	変更事項	記載事項
		許可番号 商号又は名称 代表者 本店住所 電話番号 業種、格付、経営事項評価点数、 技術等評価点数、総合点数及び 年間平均完成工事高 資本金 許可区分・業種 摘 要	(業種) (格付) (経営事項評価点数) (技術等評価点数) (総合点数) (年間平均完成工事高) 点、 点、 点、 千円